

六会地区生活環境協議会規約

(名称及び位置)

第1条 この会は、六会地区生活環境協議会(以下「本会」という。)と称し、事務所を六会市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、六会地区住民の生活環境の改善向上を積極的に推進し、併せて住民の環境美化意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活環境を良くするための活動及び情報交換に関すること。
- (2) 生活環境に関する関係機関への連絡・要望・協力に関すること。
- (3) その他、本会の目的達成のための必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本会は、六会地区の各自治会町内会より選出された生活環境(衛生)部長及び本会役員(以下「会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、六会地区自治会連合会の設置する4ブロック会議によって推薦され、六会地区自治会連合会総会に於いて決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員任務)

第8条 会長は会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 書記は会の議事を記録する。
- 4 会計は会の経理を掌理する。
- 5 監事は会務の運営及び経理を監査する。

(会議)

第9条 会議は部長会及び役員会とする。

(会議の招集)

第10条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 部長会は生活環境向上活動に応じて開催する。

3 役員会は必要に応じて随時開催する。

(部長会の審議事項)

第11条 部長会議は会員で構成し次の事項を審議執行する。

- (1) 生活環境の推進に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(役員会の審議事項)

第12条 役員会は役員で構成し、協議会の運営上必要な次の事項を企画立案する。

- (1) 事業の推進と運営についての基本的な事項に関する事。
- (2) 総会等に付議する事項
- (3) その他必要な事項に関する事。

(議決の方法)

第13条 会議は、過半数の出席者で成立する。また、議決事項は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

2 会長は緊急もしくは軽易な事項について専決処分することができる。ただし、専決処分後の次の会議に於いてすみやかに報告するものとする。

(自治連の総会)

第14条 六会地区自治会連合会の総会は、役員が出席し次の事項を付議する。

- (1) 年間事業計画および予算
- (2) 年間事業報告および決算
- (3) 規約の改廃
- (4) 協議会の解散に関する事項
- (5) その他会員が必要と認めた事項

(会計)

第15条 本会の運営に必要な経費は、市補助金、六会地区自治会連合会助成金及び、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 監事は会計年度終了後に決算およびこれに関する会計を監査し、その結果を六会地区自治会連合会の総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

この規約は、平成13年5月12日に改正し、施行する。

この規約は、平成19年4月28日に改正し、施行する。

この規約は、平成20年5月10日に改正し、施行する。

この規約は、令和3年10月29日に改正し、施行する。

